

予算審査特別委員会質疑（3/11）議場

【町民生活部】 施政方針

介護人材の処遇改善に向けた取り組みについての考えは？

- 松村委員 はい。15番、松村でございます。施政方針の11ページ、高齢者、障害者地域福祉の充実に関して、施政方針においては、本町におきましても介護サービスの縮小や休止を余儀なくされる事業所が発生しており、介護人材の確保は喫緊かつ深刻な課題として、これまでの施策に併せて資格取得等に必要な費用を支援し人材の定着促進を図ってまいりますというふうに記述されています。次は外国人材の登用なんですけれども、基本的に、いわゆる介護職の待遇改善、処遇改善に関しての記述はこの中にはございません。昨年の春闘の平均賃上げ率が5.1%だったのに、介護分野というのは報酬改定による24年度の賃上げ率は2.5%にとどまっているような現状の中で、この介護職の処遇改善を抜本的に図らなければ、問題の本質的解決には迫らないんだろうと思っています。2024年の補正予算において、具体的には事業者が職員の賃金の賃上げなどの取組に関する介護報酬の処遇改善加算を受けているとか、業務の見直しによる職員の負担軽減を既に実施または計画しているような事業体に対して、北海道を主体として一人当たり常勤の介護職員一人当たり5万4000円相当の補助金を出すということが決まっています。これに対応する、うちの町民生活部はどのようなところの現状の自覚、状況の自覚と、これに対する対応というのはどのレベルに達しているのか、お聞きしたいと思います。
- 介護保険課長 介護保険課長の田中です。松村委員の御質問について、御説明申し上げます。介護人材の処遇改善に向けた取組については、現在のところ考えていませんが、私どもといたしましても、現在実施しています介護人材確保育成の支援策では十分とは考えておりませんので、今後も中標津町介護保険事業者協議会と継続して協議を行い、介護人材確保育成に向けて、必要な支援策を検討していきたいと考えております。以上です。
- 松村委員 現状の対応では足りないという自覚はあるということは理解いたします。それで今私が具体的に申し上げました、この補助金5万4000円に対応するうちの町の事業者に対する働きかけとか、現状どのようになっているかを説明できる人、どなたかいらっしゃいませんか。
- 町民生活部長 ただいまの再質問に御答弁を申し上げます。それぞれの事業者でどうなっているかというような内容の御質問だったかと思えますけれども、介護事業者にとりまして、この補助金につきましては死活問題というふうに捉えているようでございまして、それぞれの事業者において必要な措置を講じて、加算をとってまいるというのは基本姿勢かというふうに承知しているところでございますので、こちらからの働きかけはもちろんでございますけれども、事業者とも十分協議をしながら、加算が取れるようにということの対応をしてみたいというふうに考えてございます。以上になります。
- 松村委員 今一つ、ぼやっとした説明でございまして、実際のところ、中標津における介護の職場においては、この5万4000円を中標津町を仲介としてと言うか、そういう形で既に取得している事業所は現状あるのか、もしくはしその手続を進めているのかとか、そういうふうにお答えを聞きたいのですけれど。
- 町民生活部長 現在もですね、加算のほうについては取得している事業者がございまして、さらなる加算というふうに今回の補正の対応になろうかと思っておりますので、事業者において、

必要な申請等を行ってまいるといふふうに承知してございます。以上です。

資格取得可能な学校や分校等の誘致は検討しないのか？

- 長渕委員 はい。4番、長渕です。施政方針の11ページになりますけれども、高齢者障害者地域福祉の充実というところで、介護人材の確保は喫緊かつ深刻な課題というところの部分でありまして、これをもってですね、資格取得可能な学校や分校などの誘致は検討していませんかという質問でございます。
- 介護保険課長 介護保険課長の田中です。長渕議員の御質問について、御説明いたします。資格取得可能な学校や分校等の誘致は検討していませんが、北海道内の既存の介護福祉専門学校などと包括連携協定を結び、学校と連携のもと、介護分野における人材の育成確保をしていく方法を検討していきたいと考えております。以上です。
- 長渕委員 はい。前向きに捉えているということですがけれども、道内の中には介護福祉士や保育士だとか、そういう資格が取れる学校をきちっと町で誘致してやっているところもありますし、また中標津を見ますと、既存の学校や近隣の学校、釧路管内も含めてですけども、そういう学校でそれに近いようなところの分校だとかっていうのを検討したりしてはどうかかなというふうに思います。今後、ますます高齢化が進むわけですけども、そんな中ですぐに取りかかれば間に合わないというような状況です。また、例えば岩谷学園の日本語学校があります。そこで学んだ方々が、昨日の町長の答弁にもありましたけれども、利害得失はきちっとでき上がってるよということでもありますけれども、せっかく学んだ生徒たちが都会のほうに進学してしまうということがあります。そんなことも岩谷さんと、そういう福祉関係の学校との連携を結びつけながら資格取得をして、また、中標津に働き口の糸口を捕まえてきちっとつくって戻って来てもらうというような仕組みというのを、まさに岩谷学園の日本語学校だとかとうまく話し合えばできるような気がしますので、ぜひ、町長も含めてその辺にしっかりと取組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

広陵中学校の100ミリ外断熱による燃料費の低減は広く広報して官民挙げて次の改修物件をリストしていくものではないか？

- 松村委員 はい。15番、松村でございます。施政方針の19ページ、(5)の環境保全の推進、衛生環境の充実というところで、ゼロカーボンシティ宣言の後の本年度において、脱炭素社会を見据えた長期的な視点で町民意識の醸成に向けた啓発に取り組むと書かれていますけれども、具体的な事業としては、公共施設や学校施設等の照明のLED化に資本が予算が投じられているわけでございます。この3月定例会の初日に行われました補正の中で、広陵中学校の暖房費、広陵中学校は断熱100ミリの長寿命化改修を行いましたけれども、その結果、あそこは電気暖房でございますから電気代が減るわけでございますけれども、849万と記憶していますが、それだけの減額補正がありました。これは旧と言うか仮設の校舎からの移動とかの部分の差もあるかもしれませんが、非常にエネルギー消費を削減するという意味では大きな結果が出ているのではないかと思いますけれど、まずその辺のことについて、どのように現状を把握してるか御説明をいただきたいのです。
- 町民生活部長 ただいまの御質問に御答弁申し上げます。広陵中学校の長寿命化に係ます改修工事でございますけれども、当部におきましてそちらの部分の詳細について把握してございませんので、この場での答弁はいたしかねたいというふうに考えてございます。以上になります。

○松村委員 地球温暖化に対応するという部分が、町民生活部の所管になっていることが、このような答弁をもらうことになるのか。本来ならば、ゼロカーボンシティに関して専門の部局がもう必要なのではないか。それが無いがゆえに町民生活部の中にこの質問をしなきゃならない。質問をすると教育委員会の所管の広陵中学校の100ミリの断熱については、答弁できないという答えが返ってくるんです。中標津町全体の公共施設の断熱性能を飛躍的に上げていくことが、今すごく求められている中であって、このような縦割りの状況では、ゼロカーボンシティの実を上げていくことは極めて難しいと思わなければならない。私はそのように断じます。ぜひとも今後の課題として、私としては例えば今回30年を迎える文化会館、つい前年も雨漏りの改修がありました。あれは根室東方沖の地震の際にコンクリートを打設した後遺症が残ってるんですけども、あれがこれ以上進まないようにするためには、建物を特にそのしるべつとホールの建屋に関わる部分について十分な補強、外側からカーボンファイバーによる網かけと、そして外断熱を講ずるとかそういうことをそろそろ考えねばならないのです。所管は教育委員会かもしれないけど、ゼロカーボンシティとしての立場をどう発言していくか。そのことについて、ぜひとも皆様でこれから内部で議論をしていただきたいと思います。以上です。

どのようなことを想定しているのか？地球温暖化防止に寄与するような脱炭素社会に向けた住宅等の補助金創設は？

○宗形委員 10番、宗形一輝です。同じく19ページの(5)環境保全の推進、環境衛生の充実ってところで、今、松村委員が言われたようにほぼ同じところなんですけども、脱炭素社会を見据えた長期的な視点で町民意識の醸成に向けた啓発に取り組むと読まれました。具体的にどのようなことを想定しているのか、まず質問したいと思います。

○町民生活部長 ただいまの御質問に御答弁申し上げます。具体的な内容についてでございますけれども、現在、町民生活部のほうにおきましては、各部局におきましてゼロカーボンに向けた取組、そういったものの実態の把握ということに努めておりまして、その一覧表を作成して庁舎内で共有しているところでございます。また町民向けに向けましては、ゼロカーボン、こちらのほうの宣言をしたところでございますので、そういったものが脱炭素社会につながっていくのかとか、そういったところについて今後、周知をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上になります。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。これから部局と会議しながらこういったものに取り組んでいくのか考えていくということですけども、やっぱりゼロカーボンシティを宣言しているってことで、主要施策の説明の最後のほうにも地球温暖化に対する項目があって、ここに書いてあるとおり、役場がやっつけけるってことは、LED化のほうかなあというふうには思うんですけども、やっぱりこれ町が宣言しているということなので、町民を巻き込んだってことに意識を醸成していくってことはいいことだなあと思うので、やっぱり町民巻き込んだ形がいいかなというふうに思います。手数料条例の改正も一部ありまして、ここでも脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギーの消費性能を向上させるということに関する法律を改正したから手数料も変わりますというようなことも書かれていて、やっぱり建築物が一番、CO2削減につながるということで、例えばなんですけれども、こういったところで町民のこれからリフォームとか改築とか新築とかあるかなと思うんですけど、そういうところでエコなものに入れるって言うか、設備投資をするって言うかですね、なった場合に、そういう他の町では補助金とか出していますけれども、やっぱりそういった創設とか、やっぱり取り入れていく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでし

ようか。

○**町民生活部長** はい。ただいまの質問に御答弁を申し上げます。補助金のお話かと思えますけれども、現在も住宅の改修につきまして耐震化ですと総務課で担当しているということがございます。町民生活部のほうでこの脱炭素化のほうを担当していくべきものなのか、それとも建設水道部のほうで担当していくのがいいのかという議論もあろうかと思えます。いずれにしても必要なものにつきましては、検討研究を進めてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解をいただければというふうに思います。以上になります。

【町民生活部】 一般会計予算歳出

窓口DX推進事業

○**平山委員長** はい。5番、平山光生です。主要施策番号12番、窓口DX推進事業について伺います。今回、自動証明書交付サービスつき複合機を導入するということになっていますが、最後のほうにですね、コンビニで証明書の発行が可能であることと、その使用方法を広く周知し住民サービスの向上に付与するとあります。今回、その複合機、またコンビニ等で戸籍謄本のほうも発行できるようになってくるのでしょうか。

○**戸籍住民係長** はい。住民保険課戸籍住民係長の中山でございます。ただいまの平山委員長の御質問にお答えいたします。現在コンビニ交付に対応しておりますのは、住民票の写しと印鑑登録証明書のみとなっております。住民の利便性向上のため、将来的には戸籍謄本等をはじめとした、その他証明機能の拡充を検討しているところでございます。現在、中標津町が導入している戸籍総合システムのベンダーである富士フイルムシステムサービスに聞き取りを行ったところ、現在のコンビニ交付サービスの基幹部となっております自治体基盤クラウドシステム、略称でBCLと申しますけれども、こちらにつきましては戸籍謄本の交付機能に対応しておらず、独自にシステム構築が必要になるということでありました。このことについては、既に戸籍謄本のコンビニ交付を開始しております根室市にも聞き取りを行っており、初期導入費用で1500万円、年間の保守費等で350万円程度の支出が発生しているということでございました。加えてこれらの経費は新しい地方経済生活環境創生交付金などの補助対象と現在ないため、直ちに導入するためには一般財源等からの支出となるものと想定されます。つきましては、今後の国等の補助事業の動向、今後も注視しつつ、住民ニーズにかなう形で、優先順位をつけながらコンビニ交付の機能の拡充を図っていきたいと考えております。以上でございます。

照明灯LED化整備事業

○**武田委員** 1番、武田開人です。主要施策ナンバー16番、照明灯LED化整備事業について質問させていただきます。補足説明資料8ページの中で2番事業内容によると、令和7年令和8年度で既にLED化された照明を除いて1100灯の交換を見込んでいるというところで書かれています。ただ一方でその下のほう、下段に備考としてですね、読み進めていくと事業を実施しながら1灯でも早くLED化に向けて柔軟に進めていきますとあります。この事業に関しては、令和7年8年で全て対象となっている町民生活部さんで所管されている照明については、全てLED化完了するというところでよろしいでしょうか。

○**交通町民相談係長** はい。交通町民相談係長の遠藤です。ただいまの武田委員の御質問にお

答えいたします。生活課では令和6年度より住宅街や商店街に設置をされております防犯灯及び商工等のLED化工事、こちらを進めてございますが、令和8年度の工事完了を予定しているところでございます。以上です。

○**武田委員** 再質問させていただきます。今ここに書かれている防犯灯や商工灯以外のもの、町民生活部として管理している物件等で、照明LED化がされていないようなものというのは、もう令和8年度以降残らないということによろしいでしょうか。

○**交通町民相談係長** はい。交通町民相談係長の遠藤です。ただいまの武田委員の御質問にお答えいたします。生活課で所管しております照明につきましては、こちらに紹介しております防犯灯及び商工灯以外にも、主に郊外に設置されております交通安全灯がございますが、対象となる灯数が膨大でありまして、今後、LED化工事の過程において調査が必要なものも発生する可能性もございますが、そういった際には、令和8年度の工事完了後も個別に対応してまいります。以上となります。

○**武田委員** 再質問させていただきます。この照明に関しては、補足説明資料上段、1概要にも書かれているように水銀灯やナトリウム灯が生産終了となるというところで、これの生産終了が2027年というふうに言われていますが、令和9年となると2027年、まさに生産が終了されてしまうところにはなりますが、それ以降にLED化されていない照明が残っていた場合、電球が切れたりして交換できないようなことになるという可能性はないでしょうか。

○**生活課長** 生活課長の田中でございます。ただいまの武田委員の御質問にお答えいたします。水銀灯ナトリウムの生産終了の件で、御心配された質問かと認識しておりますが、もちろん生産を終了いたしますが、使われている電球というのは、やはりまだ切れていないもの、そういったものをうまく再利用、工事の際に捨ててしまうのではなくて、一定程度、200ワットですとか250ワットですとか、いろんな規格ございますけれども、大量にはちょっと保管できませんが、幾つか主に使われているような水銀灯を一部保管しつつ、それをまた切れた際には、今8年、9年の話が出ましたが、対応可能かなというふうに考えておりますので、町民の皆様にご迷惑にかかることは基本的にはないかなというふうに考えております。以上です。

生活バス等運行事業

○**佐久間委員** はい。8番、佐久間ふみ子でございます。主要施策39番、生活バス等運行事業について質問をいたします。11月の常任委員会で市内線のバス停について質疑をして、バス停が片側しかないところがあるということで、実際に走って新設の必要性を判断していくとの説明がありました。事業スケジュールでは、令和7年度10月からの実証運行に向けて動き出すということですが、高齢者や身体の不自由な方が利用しやすいように、バス停とバス停の間隔を短くして利便性の向上を図るということは、どのように考えていますか。

○**交通町民相談係長** はい。交通町民相談係長の遠藤です。ただいまの佐久間委員の御質問にお答えいたします。中標津町内を運行しておりますバス路線は、町営バス3路線と阿寒バス株式会社が運行しております中標津市内線がございますが、利便性向上のため路線の再編について協議をしております。ただいまの御質問のとおり、令和7年10月からの実証運行開始を予定しているところでございます。バス停につきましては、現在のバス路線を軸としておりまして、よりきめ細かく市街地を運行する形を想定しており、現在中標津町地域公共交通活性化協議会にて協議をしているところでございます。バス停の場所等につきましては、協議会の中で協議をして検討しているところでございますが、現在のバス停よりも間隔を短

くしたりですとか、現在設置されていない部分にも新設等を行う予定となっているところがございます。また、片側しかバス停がないですとか、道路をわたって乗り降りすることのないような形で、利便性のある形での乗降できるような形で考えているところがございます。以上でございます。

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。再質問させていただきます。事業スケジュールのほうなんですけれども、町民との意見交換もこれから4月からのスケジュールの中に入っています。この意見交換はどのような形で開催をする予定でしょうか。

○交通町民相談係長 交通町民相談係長の遠藤です。ただいまの佐久間委員の御質問にお答えいたします。スケジュールに記載をしております住民説明会、こちらにつきましては、具体的な日程等はまだ決定をしておりますが、実際に実証運行を開始するのが令和7年10月からというところがございますので、あまり周知の遅くならないようにという部分で、例えばですけれども7月、8月、夏頃の開催を考えているところがございます。説明会の形式ですけれども、まだ詳細な部分、内容等まだこれからでございますが、町内の何か所か、数か所ですね、会場のほうを設けさせていただいて、説明会を実施させていただきたいと考えております。以上です。

○佐久間委員 はい。8番、佐久間ふみ子でございます。再質問させていただきます。まだどういう形でするかはこれから協議していくということでもございましたけれども、先月、視察に行った美幌町では、路線、やっぱり路線バスの大幅な見直しをしているということで、ここでは申込みバスというものを導入して、路線バスの他に申込みバスを導入して、バス停をですね、本当に先ほどもお話ししておりましたとおり増設して、美幌町では200メートルに一つ、バス停があるように、そういう増設をしているということもありました。また、導入時にも周知もそうですし、パンフレットとか全戸配布したりとか、説明会ににおいては、自治会、町内会とか老人クラブなど18回開催しましたというお話も聞いて来ました。やはり細やかな、町民、利用者に寄り添ったやっぱり細やかな説明も本当に大事なと思いますので、その辺はこれから協議していくということですので、その辺も鑑みて、よく検討して協議していただきたいと思います。質問になってなくてすみません。

○生活課長 生活課長の田中でございます。ただいまの質問にお答えいたします。佐久間委員御指摘のとおりですね、できるだけ町民の方に分かりやすく説明をして、実証運行に入っていきたいと思っております。時間の限られておりますので、その中でどのようにやっていくのか、最大限努力していきたいと思っております。ただ、実証運行、10月から始まったとて、それが確定されるもの、あるいはその正解かどうかというのは、我々もやってみないと分からない部分正直でございます。実証運行をやった上で、いろいろとそこを分析いたしまして、また修正をしていったり、いい形のものにしていきたいというふうにも思っておりますので、実証運行、10月1日でもう全て終わるということではございませんので、今の御指摘の部分を含めて引き続き、そこは再編まで進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

生活バス等運行事業

○武田委員 1番、武田開人です。今と同じ主要施策ナンバー39番、生活バス等運行事業について質問させていただきます。今の御答弁の中でもありましたが、実証運行が始まるというところになってはいますが、令和6年からの予算で見ますと、令和7年度で若干の減額になっています。実証運行を行うに当たってその分の経費もかかってくるかと思いますが、こうい

ったところで予算減となった要因は何でしょうか。

○交通町民相談係長 交通町民相談係長の遠藤です。ただいまの武田委員の御質問にお答えいたします。生活バス等運行事業経費についてですが、こちらの経費は主に町営バスの運行に係る経費や、バス路線の維持に係る負担金について計上しているものでございます。令和7年度予算額減の要因についてですが、広域路線を運行しております阿寒バス株式会社のバス車両更新費用について、別海町、標津町及び当町の3町で負担をしておりますが、令和6年度につきましてはバス車両1台の更新がございましたが、令和7年度につきましては車両更新の予定がないことから、その部分が減額となっているものでございます。なお、今回の車両更新につきましては令和10年度の予定となっております。また、ただいま御質問いただきました、実証運行に係る経費につきましては、路線再編に伴う交通マップの作成、チラシの印刷ですとか、バス停留所の設置等がございますが、可能な限り費用が生じない方法で実証運行に進めていくこととして、現在検討しているところでございまして、今回の令和7年度当初予算には含めておりません。実証運行の結果を踏まえて、適宜調整等を行いまして、本格的な最終的な本格運行へとつなげていくこととして考えているところでございます。以上でございます。

全町内会連合会活動推進事業

○平山委員長 はい。5番、平山光生です。主要施策ナンバー43番、全町内会連合会活動推進事業についてお伺いします。町内会活動推進というふうな摘要欄にございますが、具体的にどのようなことを検討されているのでしょうか。

○交通町民相談係長 交通町民相談係長の遠藤です。ただいまの平山委員の御質問にお答えいたします。全町内会連合会活動推進事業についてでございますが、こちらの経費につきましては、全町内会連合会の活動に係る経費に対して町として補助を行っているところでございます。令和7年度の予算額につきましては、前年度と比べまして33万7000円の増額となっております。主な要因としましては印刷費等の高騰によります全町内会連合会が発行しております広報誌であります全町連だよりや、総会等の各種会議における資料の印刷費用の増となっております。町内会活動推進に向けた取組の部分でございすけれども、加入率向上に向けた取組としまして、町内会の加入促進及びPRを図るためののぼり旗、こちらを150セット製作をしまして、市街地町内会及び計根別地区町内会への配付を行っているところでございます。こちらにつきましては、現在のところ約半数の町内会へ配付をしているところでございます。以上です。

○平山委員長 はい。再質問させていただきます。ということは、今回この町内予算にはのぼりの旗は含まれていないということよろしいですか。

○交通町民相談係長 交通町民相談係長の遠藤です。ただいまの平山委員長の質問にお答えいたします。ただいまの御指摘のとおり、令和7年度予算におきましては、こちらののぼり旗の印刷費用は含まれておりません。令和6年度予算において制作を行い配付を行っているものになります。以上です。

介護人材確保育成支援事業

○平山委員長 はい。5番、平山光生です。主要施策ナンバー67番、介護人材確保育成支援事業について質問させていただきます。今回、支援の項目、補助対象研修及び対象経費の項目

が増えているように思いますが、この項目については現場の声が反映された研修項目となっているのでしょうか。

○**介護保険係長** 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの平山委員長の御質問にお答えします。新しく追加されたということで、主要施策の補足説明資料の1 予算科目の上から2 番目、新規事業の関係という御質問だと認識してよろしいでしょうか。はい。こちらにつきましては、中標津町内の介護サービス事業所で構成される中標津町介護保険事業者協会からの要請のあった全ての資格に係る研修等を対象として、新規事業として実施を予定しているものでございます。

○**平山委員長** はい。再質問させていただきます。要請のあった項目でということですが、この人数の算出についても、おおむねその要請のあった人数に従って配分されたということと合っていますか。

○**介護保険係長** 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいま平山委員長の御質問にお答えいたします。今回予算計上するに当たりまして、町内介護サービス事業所へ対象者の見込みの調査を実施しておりまして、その調査結果をもとに算出をしております。以上です。

○**平山委員長** はい。質問させていただきます。また別の話なんです。違う点ですね。以前、就業までの調査を行っていますかというふうに質問したことがあったんですが、就業までの調査はしていませんということでした。今回の予算については、研修を受けた方に対して、また新規ですね、初任者研修等あると思うんですけど、研修を受けた方が就職に至ったかという調査は行われるのでしょうか。

○**介護保険係長** 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの平山委員長の御質問にお答えいたします。毎年、町内介護サービス事業所へ介護人材確保に関するアンケート調査というものを実施してございまして、令和7年度においても同様のアンケート調査を実施する予定でございます。その際に、中標津町が実施した介護職員初任者研修を受講し就業した方を御報告いただく項目を追加する予定でございます。以上です。

外国人介護人材確保補助事業

○**江口委員** はい。11 番、江口智子でございます。主要施策番号 68 番、外国人介護人材確保補助事業について質問をいたします。昨日、経済部との質疑により、介護人材等の開拓についてはベトナム等も含めて行って来るといふふうなことで聞いておりますが、また、昨年キルギス、インドネシアから送り出し機関を招聘して、町内において意見交換をした際にも、介護施設の方が出席をされておりましたというふうには伺っておりますが、この外国人材を雇用するに当たりましては、町がそういった送り出し機関と事業所とのマッチングをしていくという捉え方でよろしいのでしょうか。

○**介護保険係長** 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの江口委員の御質問にお答えいたします。中標津町として、送り出し機関や監理団体をあつせんするということは考えてございません。しかし、経済部の外国人誘致等の事業において、現地送り出し機関や日本側の監理団体、登録支援機関との関係性の構築を進めておりますので、介護サービス事業所から相談があった際には、経済部と連携を取りながら情報提供等の実施を考えてございます。以上です。

○**江口委員** はい。11 番、江口智子でございます。送り出し機関によっても、費用が非常に高額な酪農関連の人材派遣においては、そのようなばらつきがあるというふうには聞いていますし、町として、その送り出し機関にパイプがあるのであれば、そういったところを優先的に

紹介をしてあげたほうが良いのではないかと思います。この支援をする項目のうち、初期費用、入国前費用、入国後費用と3点掲載されておりますが、それぞれ平均的な費用、どのぐらいと考えてこの予算となっているのか、その根拠について教えていただきたいと思っております。

○**介護保険係長** 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの江口委員の御質問にお答えいたします。外国人人材を雇用する際の初期費用に関しての御質問かと思っておりますが、送り出し機関等によって金額というのは変わってございますが、おおむね100万円を超える金額というふうに認識をしてございます。以上です。

○**江口委員** はい。今の100万というのは、初期費用及び入国前費用ということですか。はい。であれば、入国後費用も毎月契約料のようなものを払わなければいけないと思うんですが、これについても大体どのくらいを計算式は見て分かるんですけれども、これが平均的な費用という見込みで、この計算になっているということでしょうか。

○**介護保険係長** 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの江口委員の御質問にお答えをいたします。令和7年度の予算の計上につきましては、既に町内の介護サービス事業所で外国人材を雇用している事業所がございますので、そちらのほうに費用の聞き取りをしまして、そこから算出をしてございます。以上です。

外国人介護人材確保補助事業

○**高橋委員** はい。12番、高橋善貞です。同じく主要施策番号の68番、外国人介護人材確保補助事業について質問させていただきます。非常に分かりづらい経費なんですけど、この補足説明資料の34ページの4の歳出予算で、1年目の経費を100万円。これに対する歳出先っていうのは、ここの文章で書かれている中では、どうも分からないのが監理団体っていうのがあるんですね。それと登録支援機関っていうのもあります。人材紹介業者っていうのもあります。この3者に、今の江口委員の説明でもよく分からなかったんですけど、この3者がどのように関わってきて、経費についても人材紹介手数料は、初期入国前入国後に分かれているっていうこの人材紹介手数料なのか支援委託手数料だとか、分からない用語がいっぱい入っているんですけど、その辺、100万円の支出先と2年目の経費36万の支出先について教えてもらえますか。

○**介護保険係長** 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの高橋委員の御質問にお答えをいたします。まず1年目経費になりますけれども、こちらにつきましては町内の介護サービス事業所が、外国人材の紹介を受けて生じる手数料ですとか、もろもろ掛かるものを総額、全てを対象としてございまして、生じる経費全てを対象として、そのうち2分の1、補助上限額50万円を補助するものでございます。また2年目の経費につきましては、介護サービス事業所が、監理団体に支払う経費を対象としてございます。以上です。

○**高橋委員** 12番、高橋善貞です。経費として介護事業者に支払う。それは100万円掛かるうちの2分の1支払うというのは、これ見て理解できるんですけど、2年目以降は監理団体だけに支払うという理解でいいんですか。

○**介護保険係長** 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの高橋委員の御質問にお答えします。基本的にはですね、現在想定している補助対象経費というものがですね、人材紹介業者から紹介を受けて雇用した際に生じる経費というものを想定してございまして、監理団体に支払う経費以外にもですね、外国人人材を雇用した際に生じる経費があれば対象とすることも考えられるのではないかと考えてございます。以上です。

- 高橋委員 12番、高橋善貞です。雇用した際に生じる経費、非常に漠然としているんですけど、これは介護事業者がどこに支払うんですかって、私さっきから聞いてるんですけど。その経費は雇用した団体が受け取って、全部トータルしてもっているって言ったらかしいんですけど、監理団体に支払うのは下の36万円で、上のほうの払い先が今言った3つの団体のうちどこなんですか。監理団体なんですか、登録支援機関なんですか、人材紹介業者なんですか。どこですか。
- 介護保険課長 ただいまの質問にお答えいたします。経費の支出先ですが、1年目経費については登録支援機関及び監理団体となります。2年目以降の経費については監理団体に係る経費になりますが、両方とも支出するものは各団体に直接ではなく、介護事業所の負担となりますので、その経費分を介護事業所へ負担するものでございます。以上です。
- 高橋委員 時間がないのでちょっと違う質問にします。すみません。私は理解できないんですけど、今の。だとしたら、ここに補助金として2分の1を補助したいんだっていうふうに書いてるんですけど、じゃあここに町がこの介護の事業者に対して、その必要経費の2分の1を支払いました。あとの2分の1っていうのは、この雇用された外国人が自分の財布って言ったらかしいんですけど、自分の報酬の中から、あと2分の1をこの介護の事業者を支払うということですか。
- 介護保険課長 介護保険課長の田中です。ただいまの再質問についてお答えいたします。掛かった経費の2分の1を町が補助し、残りの2分の1は各事業所の負担となります。以上です。
- 高橋委員 ということは、このいろいろな団体と言ったらちょっと語弊ありますが、監理団体だとか登録支援機関だとか人材紹介業者とかいっぱいあって、しかもその手数料、人材紹介手数料、支援委託手数料、それも初期入国後、入国前、これに掛かるお金は一切雇用される外国人から負担していただかないという整理でいいんですね。
- 介護保険課長 介護保険課長の田中です。ただいまの再質問についてお答えいたします。介護事業所で働く外国人材の方が当町に来て、働いてから個人でこういう監理団体等に支払うものはないことになっております。あと、入国前に自分の本国で負担してる部分はあるかと思いますが、その詳細はちょっとまだ把握はできておりません。以上です。

外国人介護人材確保補助事業

- 宗形委員 10番、宗形一輝です。同じく主要施策ナンバー68番、外国人介護人材確保補助事業をということで、ちなみにこの補助を見込む事業者数っていうか、これ人数が1名5名と、2年目は8名と書かれてますけど、事業者数を教えてください。
- 介護保険係長 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの宗形委員の御質問にお答えいたします。1年目経費分については事業者数は見込んでございませんが、令和6年度中の外国人材の雇用状況や介護人材の不足の状況を勘案いたしまして、中標津町全体として、5名を見込んだところでございます。また、2年目以降の経費につきましては、現在、外国人職員が従事している事業所を見込んでございます。以上です。
- 宗形委員 1年目、もう一度お願いしていいですか。
- 介護保険係長 1年目は事業所というのは見込んでございませんが、人数として5名となっております。
- 宗形委員 10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。事業所が介護だけで34事業所全体であるということで、これ前回、先月の委員会でもちょっとお聞きしたんですけど

も、34事業所あって協議会の中でこうしてほしいという要望がお話があって、町との協議があって、この事業が成り立っているのですよね。ということは、前提として外国人を受け入れたらいいという考え方なのか、それとも一部の事業者、今2年目2事業者って答弁いただきましたけれども、2事業者がやっぱり欲しいからやっっていくっていう考え方なのか、どちらなのでしょう。

○**介護保険係長** 介護保険課介護保険係長の我妻です。ただいまの再質問にお答えいたします。基本的に外国人人材が雇用する介護サービス事業所というのが、基本的には施設系の事業所になってございまして、現在各施設の中でも人材が不足している状況でありますことから、協議会としての要望として、外国人材の補助の要望をいただいたところでございます。また、2年目以降の経費の2事業所につきましては、2年目以降の経費になりますので、既に令和6年度中に既にもう雇用されている方の補助になりますので、2事業所ということになってございます。今後、この事業が継続して実施されればですね、2年目経費以降の対象事業者についても、増えていくのかなというふうに思っております。以上です。

○**宗形委員** はい。10番、宗形一輝です。それにしても1年目、5名っていう計算はちょっと少ないんじゃないかなと思います。実際、先ほどの話だと2月の委員会、文教厚生常任委員会の委員会の中では、やっぱり介護人材が足りないというので、例えば訪問介護とか閉鎖していくところもあるというようなお話を伺ってます。やっぱり介護人材が少ないからやっぱり入れなきゃいけないというお話ですけれども、もともとはやっぱり部長の答弁にもありました中で、やっぱり給料がやっぱりあまり高くないっていうので離れていってしまうっていうのがあるんですけれども、やっぱり外国人を入れるに当たっても、やっぱり給料が低いと、やっぱり手取りが少ないと入って来ないと思うんです。選んでくれないって言ったほうがいいかもしれないですけども、やっぱり日本全国で介護人材が足りなくて入ってきたいって、稼ぎたい事業所もいっぱいある中で、やっぱりそこが出发点だと思うんです。その中で外国人材入れて、中標津町はやっていきたいというのは分かるんですけれども、問題の起点が多分そこだと思うんですけれども、やっぱりその給料が少ないと外国人も来ないかと思うんですけれども、その辺り今年5名来て来年8名、居続けてくれるっていう根拠はあるのでしょうか。

○**町民生活部長** はい。ただいまの御質問に御答弁を申し上げます。外国人材の給料についてでございますけれども、施設に雇用するに当たりまして、日本人と外国人の給料の差というのはございません。あくまでもこの事業につきましては、外国人を受け入れるに当たって、そこで発生する手数料に対する補助という認識でございます。一般の会社でも、人材派遣会社から派遣をいただいた際には、手数料が発生すると思われましてけれども、同じものであるというふうに認識しております。それと確かに都会のほうでは、給与のほうがそれぞれの事業所において高いという現実がございますので、今後こういった支援が必要になってくるのか、この人数で足りるのかっていうのは、今後の議論になってこようかと思っております。現実に今まで日本人だけで対応できておりましたりんどう園につきましては、もう既に動き出しておりますので、外国人の人材を登用していくというようなこととお話も伺っておりますけれども、当初見込み何人来るかというのが分からない中での予算計上ということを御理解いただければというふうに思います。今後必要になってくれば、その都度、対応を検討してまいりたいというふうに考えてございますので、御理解賜りたいと思います。以上になります。

成年後見事業

- 宗形委員 10番、宗形一輝です。70番、成年後見事業ということで、今年から中核機関を創設するというので、資料上がっていました。そこで質問なんですけれども、これ町単体で行われる事業ですか。ちょっと設立までの経緯も含めて教えていただきたいんですけれども。
- 介護支援係長 はい。介護支援係長下柵棚です。宗形委員の御質問について御説明申し上げます。これは中標津町単体の事業になります。経過ですけれども、中核機関設置について当初設置に向けて単独で設置か広域での設置か、振興局ですとか道社協の勉強会ですとか、近隣市町村との意見交換会など検討を重ねてまいりました。4町での広域という話もあったんですけれども、早いうちにですね、別海町が別海町社協に単独設置を決めたという経過がありまして、本町においても、既に成年後見支援センターを町社会福祉協議会に委託しているという経緯もありまして、社会福祉協議会と中核機関となる場合の業務の精査等、検討会を重ねて単独設置となった経過があります。説明は以上でございます。
- 宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。僕これ令和3年度、4年半前なんですけれども一般質問をさせていただきました。町長答弁の中で、広域的な調整していくってということと、後見ネット道東さんのほうに現在は調整しているからってということ、お話されていたかなというふうに記憶しております。その辺りってなぜ社会福祉協議会の委託になったのか、ちょっと教えていただいてもいいですか。
- 介護支援係長 はい。先ほども申し上げましたが、別海町が単独設置と決まったのが、たしか令和4年度開始で別海町社協さんのほうに単独設置ということになりました。その後も勉強会や近隣市町村の動きっていうのも意見交換会等参加しながら話はしていたんですけれども、羅臼町・標津町・中標津町の3町での広域設置というのはなかなか現実的ではないんじゃないかっていうところもありまして、うちの社会福祉協議会と検討を重ねた結果、単独設置ということになった経過であります。説明は以上でございます。
- 宗形委員 10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。後見ネット道東さん、最初の頃調整していくというお話でしたけども、その後も調整されて意見交換等されていますでしょうか。
- 介護支援係長 はい。介護支援係長下柵棚です。宗形委員の再質問に御説明申し上げます。令和4年度の段階では道東ネットさんとの広域でのっていうことは、まだ検討の中では議論に上がっていたかと記憶しています。ただその後に標津町さんの動きですとか羅臼町さんの動きもありまして、ちょっと詳しい経過が、そこで3町で広域でっていうのはできないってなった判断はちょっと覚えていないんですけれども、町社協と単独でできるんじゃないかという議論が出てきて、検討の結果単独設置となったという経過になります。説明は以上でございます。
- 宗形委員 10番、宗形一輝です。はい。分かりました。中核機関って基本的に大きい町だと、10万人ぐらいの町だと1市で一都市で事業所を設けるってというのは、後見人の数でいいかなと思うんですけれども、中標津町単体でっていうレベルなので、やっぱりなぜ最初の一般質問のときに広域っていうのを、この1市4町なり4町なりっていうのを提案させていただいたかというのと、やっぱり1町だとそんなにばかみたくに後見人の数は多くないわけですよ。それで弁護士、司法書士なり、金融機関、警察、町へ、他道とか、たくさんの人を入れてお話ししなければならないというのは、大変だから広域にしたほうがいいってようなお話でした。別海町さんは先に社協でやられるってことは知っていたんですけれども、やっぱりこれ一単体でやるとなると、やっぱりこれだけの1690万ちょいくらいの経費になってし

まうんです。いやだから、1市4町でやって経費分担っていうかね、すればもっと安くできたんじゃないか。もうちょっと話し合する余地があったんじゃないかと思うんですけども、なぜ単体なのかってのが、やっぱり経費面見るっていう点とあと広域的にやるメリットっていうのが、ちょっと分からないんです。その辺りどのように考えていますでしょうか。

- 介護保険課長** はい。介護保険課長の田中です。先ほどの係長の説明にもありましたが、当初は管内1市4町でということを進めており、私どもも管内1市4町でやるのであれば、メリットはあるかと思っておりましたが、先ほど言ったように別海町が単独で立ち上げてしまいましたので、ちょっと広域化のメリットっていうものが見つけられず、単独実施という判断をいたしました。以上です。

医療的ケア児支援事業（令和6年度終了）

- 佐久間委員** はい。8番、佐久間ふみ子でございます。主要施策の米印で、医療的ケア児の支援事業についてなんですけれども、事業が終了ということで、該当者がいないということなのかなと思いますが、今後ですね、医療的ケアを必要とする対象者が転入またはあらわれた場合の支援体制はどうなりますか。お聞きします。
- 障がい福祉係長** 障がい福祉係長の澁木でございます。ただいまの佐久間委員の御質問にお答えをいたします。令和4年度から町立中標津保育園におきまして、2名の医療的ケア児の保育を行ってきたところでございますが、この3月をもって両名ともに卒園となり、本事業は一旦終了となります。しかし、これまで培われたノウハウの蓄積や医療的ケア委員会の設置、またガイドラインの策定など、受け入れに向けた土台はでき上がったものと認識しております。今後、対象となるお子さんがいらっしゃった際は、看護師などのスタッフの確保をはじめ、主治医の先生や町立病院、小児科との連携を図りながら、集団保育が可能かどうか検討をした上で、改めて受け入れ体制を構築する考えでございます。以上でございます。

老人福祉居宅介護事業

- 平山委員長** はい。5番、平山光生です。主要施策番号72番、老人福祉居宅介護事業について伺います。人員不足ですね、訪問介護等を閉鎖する事業所がある中人員確保の観点で、安定した事業実施は可能なのか、計画について伺います。
- 社会福祉係長** 福祉課社会福祉係長の篠永です。ただいまの平山委員長の御質問にお答えいたします。老人福祉居宅介護事業につきましては、社会福祉協議会が実施する居宅介護事業、訪問入浴事業及び町内での需要の高まりから、町社協に対し事業開始を要請しております訪問介護事業の赤字補填を行うものでございまして、安定して事業を実施するために行っているものでございます。補助対象経費の大多数を占めているのが人件費でありまして、見込まれる収入から支出を差し引いた金額を補助しております。これからも町社協が安定した事業が実施できるように、町としても補助を行っていく考えでございます。以上でございます。
- 平山委員長** 再質問させていただきます。新たに人員を増やす、増やせる予算にならないということではよろしいでしょうか。人員が増える予定はない。訪問介護に伺う。
- 社会福祉係長** はい。社会福祉係長の篠永です。あくまでもこの事業は町社協に対する補助でありますので、人員の確保という部分につきましては、町社協で行うものではございますが、まず訪問介護の部分につきましては、事業所の指定を取るために必要な人員というものを、まず社協で確保をして、そこから事業を開始します。その後、ヘルパーさんですとか、

いろいろな方を募って、また拡大していくということですので、まずは始めるための経費の部分が多くなっているかなと思います。以上です。

子どものための教育・保育事業

- 平山委員長 はい。5番、平山光生です。施策番号78番、子どものための教育・保育事業について伺います。保育者の登録時の有資格の確認の方法というのは、どのように行うのでしょうか。
- 保育給付係長 はい。保育給付係長の石井です。ただいまの平山委員長の御質問に答弁申し上げます。こちらの登録につきましては、保育士の人材バンクの御質問でよろしいでしょうか。はい。こちらの人材バンクの登録希望者に対しましては、登録時の申込みにおきまして、保育士であったり幼稚園教諭の免許の写しを提示していただくということで確認を考えております。以上です。
- 平山委員長 再質問させていただきます。この登録時のアンケートというか記載する項目に上げるということですが、その登録に至る潜在保育士さんとかの探す手段といいますか、そういったものはどのように考えているのですか。自ら行かなければいけないということでしょうか。
- 保育給付係長 はい。保育給付係長の石井です。ただいまの平山委員長の御質問に答弁申し上げます。町におきまして町内に在住する有資格者の情報を確認するというすべがないものですから、就労希望される有資格者が自ら登録をしていただくことを想定しております。
- 平山委員長 はい。再質問させていただきます。自ら登録するということですが、そもそも離職になった原因の把握で復職するには何が求められるのかという点を把握しておかないと、情報提供の際にずれが生じてくるのかなと思うんですが、その辺の把握についてはどのように考えているのでしょうか。
- 保育給付係長 はい。保育給付係長の石井です。ただいまの平山委員長の再質問に答弁申し上げます。有資格者が就労されていた施設の退職した理由というのは様々あるかと思います。育児であったり親の介護でやむなく退職された場合もありますし、またはその他の理由で退職される方も当然想定されると思います。希望者がですね、登録をされるときに就労を希望する理由であるとか、就労希望施設というところも申込みにおいて確認するというのは当然でございますけれども、当時、退職した理由というところにつきましても、窓口などにおいて聞き取りを行ってですね、例えばこの施設には希望しない、したくないという方も当然いらっしゃると思います。そういったニーズをきちんと聞き取りながらですね、各施設とのマッチングって言うんでしょうか。情報提供につなげていきたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。存じます。

子どものための教育・保育事業

- 松村委員 はい。15番、松村でございます。78番、子どものための教育・保育事業の保育士人材バンクについて、重ねて質問をいたします。ただいまの委員長の質問のやりとりの中で、離職原因の把握ということが一つの例として挙がっていましたがけれども、今般、保育士人材バンク事業という部分を新たに創設して、この事業を始めるということはずごく評価したいと思います。逆説的に言えば、こういう部分がなかったから、機能してなかったから、うま

くいかなかったのではないかという反省に立った部分においては、これを高く評価したいと思います。しかしながら主要施策補足説明資料の39ページの中段から、新規事業として保育士等人材バンク事業とあって、そのイメージフローの状況などの絵も書かれています。一番私がぱっと読んでいって問題だと思うのは、一番最後の下段の米印、就労希望者の情報収集と情報提供を目的としており、町が具体的な就労相談やあっせんは行わないというふうに活字になって記述されています。先ほどの委員長の質問の趣旨、それから例えば資格登録者がどこかの保育所等に就職しようと思うときに、中標津町の担当から紹介があるのとならないのでは、今後勤めたときに違ってくるとは思いませんか。事業所のほうは中標津町から紹介をされたという自覚が出るでしょうし、勤める人も中標津町から紹介されて保育所に勤めているという部分。それは様々な問題があった場合においても、それを解決するために中標津町がそこに主体的に介入したということは、とても大きな意味を持つんだと思います。それは何を言いたいかというと、現状、この組立てたバンク事業というのは、実際は保育士等人材情報ストックポイントのレベルではないのかって言いたいのです。バンクというのは、銀行ですよ。銀行における一番大切な業務というのは相談業務なんです。通常借入れをして予定の期日にそのお金を払っていくことができないような場合、その経営を、もしくは生活をどのように改善して、何とかそれを払っていくのを一緒に相談するみたいなのがバンクの一番大切な役割。相談業務、この相談業務を行わない、就労相談やあっせんは行わないと言いながらも、実際にはそこに踏み、先ほどの答弁でも一部踏み込まざるを得ない。この部分についてはよく考えていただきたいのです。この就労相談やあっせんこそが、この人材バンク事業を軌道に乗せて、人情味ある血の通う行政のありようではないかと思えますけど、いかがでしょうか。

○**町民生活部長** はい。ただいまの御質問に御答弁を申し上げます。この人材バンク事業でございますけれども、マッチングを図るといのが大きな目的となっております。松村委員のおっしゃるあっせんをするというのは、法に抵触する恐れがございますので、そこまで踏み込んだ内容での町の支援というのは、今のところ考えてございません。あくまでも保育所での就職を希望する方を登録して、こういう方が登録していますよ、どうですかというようなことで保育園への支援をしてみたいというふうに考えてございますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○**松村委員** はい。おっしゃっていることは、いわゆる職業あっせんの部分ということになるかもしれませんが、片方で今私が問題提起したことは具体的に様々な場面で浮上してくると思います。ぜひその辺を認識した上で、しっかり対応していただきたいと思えます。以上です。

子どものための教育・保育事業

○**宗形委員** はい。10番、宗形一輝です。同じく78番、子どものための教育・保育事業ということで、入園のちょっと要件についてちょっと確認させていただければなというふうに思っています。ここでゼロ歳から2歳児まで、町の単独事業ということで新たに半額、2歳以降は無償ということで、3歳からは国の制度で無償ということでしたけれども、子どもを預けられるやっぱり要件としてはやっぱり仕事をしている、両親が仕事をしているということと、まずそこを確認したいのと、町民から町立保育園だったんですけど、4歳児以降、預けるに当たってちょっと保育料が発生するっていうようなお話を聞きましたけれども、ちょっとここに書かれていないので、お伺いしたいと思います。

○**保育給付係長** はい。保育給付係長の石井です。ただいまの宗形委員の質問に答弁申し上げます。このたびの保育料の負担軽減制度の導入に伴いまして、保育料の保育の要件の見直しというものは生じておりません。具体的には、委員おっしゃったとおりですね、保育の要件というのが制度がございまして、両親の就労であったり、両親の求職活動されている、または保護者が疾病などで治療を受けていらっしゃる方、また母親の妊娠出産といった部分も保育の要件として、現在も認められておりますけれども、その内容についての変更は考えておりません。また、次の質問でございました4歳児以降の保育料が発生するというところでございますが、現在3歳児以上ですね、年少さんになりますけれども、以上のお子さんにつきまして、保育園、また認定子ども園、それぞれですね、保育料というものは生じておりません。説明は以上になります。

○**宗形委員** はい。町立保育園でも4歳になっても預けられるっていう、それぞれでも無償化ということで確認してよろしいですか。

○**保育給付係長** 保育給付係長の石井です。ただいまの質問に答弁申し上げます。4歳の町立保育園に在園、進級される方っていうことでよろしいでしょうか。はい。3歳の頃からですね、3歳児から年少になりますので、保育料というものは生じておりませんが、そのまま在園児として4歳に進級される場合、当然保育料はかかりませんが、先ほど申し上げました保育の要件というものが引き続きですね、継続されているということでありますら、継続入園ということで進めているところでございますので、退園ということには基本的にはならないということで御理解いただきたいと思っております。

子どものための教育・保育事業

○**阿部沙希委員** 2番、阿部沙希です。同じく主要施策ナンバー78、子どものための教育・保育事業について質問させていただきます。制度創設の保育士人材バンクへの登録見込みを教えてください。

○**保育給付係長** はい。保育給付係長の石井です。ただいまの阿部委員の質問に答弁申し上げます。先ほども答弁申し上げましたとおり、町におきまして町内に在住する保育士や幼稚園教諭の有資格者の居住状況といいますか、そういったところは把握していない状況でございまして、この登録見込み数を想定するのは困難なところでございますが、他の自治体の同様の取組状況、こういったことから推測すると、それほど大人数ということではなく、数名程度ですね、少数の登録になるんじゃないかと考えているところでございます。以上です。

子どものための教育・保育事業

○**江口委員** はい。11番、江口智子でございます。ただいまの事業、同じ事業につきまして、参考までに伺いたいんですが、4月から見込まれる通園生を抱える世帯において、最もこの負担軽減、第1子半減、第2子以降無償化ということで、具体的にどのくらいの負担軽減になっているか、もしそういった計算があれば教えてくださいと思います。

○**保育給付係長** はい。保育給付係長の石井です。ただいまの江口委員の質問に答弁申し上げます。保育料の負担軽減の影響額と言いますか、大きい金額と言いますか、についてということよろしいでしょうか。はい。今回の制度改正に伴って、保育料の軽減につきましては、令和7年の9月から実施するというところで考えております。はい。主要施策補足説明資料の40ページに利用者負担額の一覧を掲載しているところでございます。こちらで3歳未満児の

ですね、現在の保育料の現行と軽減後の金額について記載しておりますけれども、一番大きく影響を受ける方につきましては、この表の一番右側の第8階層、所得割額、世帯の所得割額が39万7000円以上の高所得の5世帯になるかと思っておりますけれども、このケースで現在、第1子につきましては、現行10万4000円、月当たりですね、こちらが半額の5万2000円ということで、影響額月当たり5万2000円ってことになりますけれども、第2子につきましては現行、この下段になりますけれども、第2子の方がいる御世帯で、第1子が小学生以上の御世帯になります。こちらにつきましては、現行小学生以上は人数カウントに含めないものですから、この第2子も第1子としてカウントしまして、10万4000円の保育料を支払っていただいておりますけれども、今後この第2子の考え方を年齢制限を設定せずにですね、実際の第2子としてカウントするものですから、保育料がゼロ円ということになります。ですので、この10万4000円減額になるといいますか、この部分が一番大きく影響を受ける世帯になるということになります。以上です。

○江口委員 はい。11番、江口です。そうしますと、仮にこの一番所得の大きい世帯において、第1子及び第2子がいた場合は、およそ15万程度の保育料が減額になるという説明と理解しましたが、実際にこういった世帯の方というのは、町内にはいらっしゃるのですか。もし確認に時間がかかるようでしたら、後ほど教えていただければと思います。

○山口副委員長 はい。では、後ほどよろしくお願いします。

町立保育園運営管理経費

○高橋委員 はい。12番、高橋善貞です。施策番号の85番、町立保育園運営管理費の経費ということで質問させていただきます。補足説明資料の41ページです。この補足説明資料の41ページの下の方に、3給食費についてという記載があるんです。内容を見ると令和8年度の給食費値上げについての予告なんです。今やっているのは令和7年度の予算審査の特別委員会をやって、その資料としていただいたのがこの補足説明資料のはずなんです。そう言いながら、この41ページの3は、令和8年度の給食費の値上げについての予告が入ってるんですが、私こういうのを初めて見たんです。つまりこの中には参考で、しかも令和8年の給食費どのくらい上がるかというシミュレーションまで入れていただいているんですけど、これはどういう意図で入れたのかとか、原課が予算要求して予算編成するときの条件としてこの資料を入れたのか、その辺教えていただきたいんです。

○町民生活部長 はい。ただいまの質問に御答弁を申し上げます。こちらの給食費の部分についてでございますけれども、今年度につきましては、地方創生臨時交付金を充当いたしましたして、給食費の値上げを政策的な判断から抑制したというふうに考えてございます。また、次年度以降につきましては、今後の物価高騰ですとか国の支援の状況を勘案しながら、給食費の値上げについては検討してまいらざるを得ないという状況になってございます。参考までに、この交付金を入れなかった場合についての一人当たりの月額がこれくらいになりますよということで、あくまでも参考の資料として、載せさせていただいたという認識であります。以上になります。

○高橋委員 いや、それはよく分かるんです。ただこの交付金使っているのは、この保育園の給食費だけじゃないですよ。学校給食も使ってますよね。それってことは町全体で考えてこの交付金で補填している予算については、来年もしも交付金なくなったら全て値上げをするというふうに考えていいんですか。

○町民生活部長 現在のところ、来年度の予算はまだ検討してる段階ではございませんけれど

も、御承知のように、先ほども申し上げました物価高騰とか続いているところがございますので、原材料の値上げが著しいということでございますから、当然、保護者への負担の増加ということは検討してまいらざるを得ないというような認識でおります。以上になります。

○高橋委員 他の予算も同じ考えだということでよろしいんですか。

○町民生活部長 あくまでも町民生活部の担当の部分ということで捉えていただければというふうに思います。学校給食の部分については、所管外でございますので、私のほうから答弁するのは差し控えさせていただきたいと思います。以上になります。

○高橋委員 部局が違うなら仕方ないんですけど、予算編成方針っていうのは必ず作るはずなんですけど、令和7年度の予算編成方針の中で、シミュレーションしてね、今交付金でカバーしてるけど、来年なくなるやつについては全て値上げとか、その辺の告知をなさいということになっているんですか。

○町民生活部長 告知をなさいとか、そういった部分ではございませんので、今回の地方創生臨時交付金を入れた中で、これだけの軽減を図っているという内容で周知をしたという認識でおります。以上になります。

○高橋委員 予算編成方針の話で私は聞いてるんで、町民生活部の事情はよく分かりました。この予算編成方針の中で、今使っている交付金が来年使えなくなったらそれは告知したほうがいいという判断なんでしょうか。これは原課に聞くよりも予算を編成している担当部局に聞きたいんですが。

○財政課長 はい。財政課長の續です。予算編成方針におきましては、翌年度、そういう状況で告知なさいというふうには明記はしてございません。以上です。

○高橋委員 この告知は誰に対する告知なんでしょう。要するに今、議会予算審査特別委員会で審査するんですけど、補足説明資料に令和8年に上がるかもしれないという告知が入ってる場合は、これは議員に対する告知なんでしょうか。町民に対する告知ではないですよ。この辺の給食費については来年上げるかもしれない。しかも300円上がるかもしれない。これについて、議員に対するここにいる15人の議員に対する告知なんでしょうか。

○町民生活部長 ただいまの質問に御答弁を申し上げます。告知というふうに御指摘があったところでございますけれども、将来的にわたって必ずするというものではございませんで、8年度において値上げを検討せざるを得ない状況になるのかなというところでの記載というふうに認識しております。必ず8年度に上げていくという内容の告知ではないということで御理解をいただければというふうに思います。以上になります。

○高橋委員 私そういうことを聞いてるんじゃないんです。この令和7年の予算編成の予算編成をした段階で、今やってるのは令和7年の予算審査の特別委員会をやっているんですよ。その資料としてこれが上がるということは、他の事業も同じですよ。だから予算編成の方針はこういうのは告知なさいってことは言ってない。だけど、町全体で考えてこういう事情にあるところについては、今後も来年以降も告知というか予告していくべきだということなんですか。

○総務部長 はい。予算編成方針にも関わりますので、代わって私のほうから御答弁申し上げますが、保護者また町民にとって給食費の負担の増というのは、かなり影響の大きい判断だと思っております。そういう意味で保育所の給食費また学校給食費については、地方創生臨時交付金を活用しながら、今年は値上げをしない負担軽減するという判断をしたところでございます。必ずしもその臨時交付金入れてるもの全てが今回予告っていう意味ではなくて、あくまでもその給食費という保護者また住民へのその影響力の大きさというところから、この言葉が必要だったかどうかというところは確かにあったかもしれませんが、実際

の金額として今これだけかかっている、本来はこれだけいただかなきゃいけないところ、政策的にこういう金額に抑えていると。ただ、8年度については、この交付金の在り方も含めて、本来いただかなきゃいけない金額にする考えもあるというところは、この時点で議員諸氏にもお示したほうが、より将来的な議論が進むのではないかという判断も原課としてはあったんじゃないかというふうに思っております。そういうふうに御理解いただければというふうに思います。以上です。

○高橋委員 最後の質問です。給食費、学校給食費も同じ立場で考えていくと、来年、シミュレーションしてこのぐらい上がるっていう、その辺は本来は必要だったということですか。すみません。これは町民生活部じゃなくて、予算編成側に聞いてるんです。

○総務部長 学校給食費の高騰対策事業として主要施策の補足説明資料の88ページに記載させていただいております。本来、賄い材料費を中心に価格転嫁しないといけないものを価格転嫁しないで、臨時交付金を充てるという趣旨では同じような資料となっておりますが、学校給食のほうについては、令和8年度、これだけの金額値上げする予定ですよというところは書いていないというところを見ると、足並みのそろった資料となっていないかなというところは今改めて反省しているところでもありますけれども、考え方的には、今現在、負担いただかなきゃならない金額に対して、町が交付金なり一般財源を投じてこれだけ負担金をしてるというところをしっかりお示しすべきだというふうには考えているところでございます。以上です。

町立保育園運営管理経費

○高橋委員 はい。また同じ、町立保育園運営管理経費の別項目なんですけど、補足説明資料の43ページを見ていただきたいんですが、この補足説明資料の43ページにLED化工事の理由が記載されているんです。LED化の工事の理由は地球温暖化対策らしいことを一応記載はしているんです。先ほどからいろいろ地球温暖化の問題、CO₂の削減の問題とかって話されているんですけど、そうなんですけど同じ町民生活部のナンバー105になりますか。保健センターの105になるのかな。すみません。主要施策の101番です。はい。これからやるものです。ここのLEDの理由が地球温暖化もなく、水俣条例の終結国の会議において水銀の健康や地球環境への悪影響が懸念されるからLED化にするんだという内容になっているんです。これ同じLED化する中で、理由が全然違った理由になっているので、この辺、統一する必要もあるんじゃないかなと思うんですよね。要するに環境教育の面でも、町がやっているLED化については地球温暖化対策だと。CO₂削減のためにやるんだって言うんだったら、この水俣条例の終結国会議っていうのは生産者側の話なんですよ。使用者がじゃなくて。これをここに持ってくるっていうのは、ちょっと変かなと思うんですけど、どういう意図でこれを出したのかというか、この2つのLED化の理由っていうのは、統一できないんですか。

○町民生活部長 はい。ただいまの質問に御答弁を申し上げます。資料見ますと、確かにそれぞれの部署におきまして理由が異なっているところについては、資料の作り方としてまずかったなというふうに反省するところでございます。LED化の目的についてでございますけれども、先ほどからありますように、蛍光灯の2027年末での製造輸入の禁止、これに伴いまして、各施設では順次、蛍光灯をLED照明に交換しているというところでございます。交換により結果的に電力の消費量ですとか電気料金の低減が図られるのは御承知のとおりと思えますし、併せて地球温暖化対策の推進にかかるということで、脱炭素化への推進が図られ

るのではないかということ、目的につきましては資料の記載について違いがございますけれども、目指すところは同じというふうな認識であります。以上になります。

児童デイサービスセンター運営管理事業

○松村委員 15番、松村でございます。主要施策87番、児童デイサービスセンターの運営管理事業のLED化の工事を今回進めるわけでございますけれども、この建物は1階から2階という吹き抜け空間がありまして、その部分の南西面に全てガラスブロックが貼られています。冬の始まり、11月ぐらいから日差しが弱くなると急激に建物の中の気温が下がる。下にパネルヒーターはついているのですが、ガラスブロックから来る冷放射を中和はできない。子どもたちの遊ぶ環境としては非常に劣悪な場面なのではないかと思っています。今回のLEDの施工はそれはそれでよしといたしますけれども、この建物の断熱性能の改修について、今後検討すべきではないでしょうか。以上です。答弁をお願いします。

○町民生活部長 御答弁申し上げる前にお聞きしたいんですけど、今回の予算と今の改修というのは、関連があるものなのでしょうか。

○松村委員 はい。基本的に子どもたちの遊ぶ環境を改善するための要素として、先ほど今議論もありましたけれども、同時に地球環境も改善する意味でLED工事をすることについては、それを反対とは言わないのです。ただ、優先順位からすれば、この建物においては暖房負荷の軽減というのは非常に喫緊の課題ではないかというふうに申し上げます。いかがでしょうか。

○町民生活部長 はい。ただいまの質問に御答弁申し上げます。ただいまの質問でございますけれども、今回の予算には計上していない部分でございますので、今どう考えているかと申されても、答弁しようがないというところでございますが、いかがでしょうか。

○松村委員 見解が違うんですけども、児童デイサービスセンターの機能という部分で、それに何を建築的に追加していくかという優先順位でいうと、建物については暖房負荷の軽減のほうが優先したのではないかと。それに対して計上していないものに対して答弁はできないと言われると、それはそれで物別れで結構ですけど、私はぜひ次年度以降、この建物の現状をよく調査して対応を考えていただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。

○町民生活部長 はい。ただいまの質問に御答弁申し上げます。ただいまの内容でございますけれども、次年度以降の改修の検討ということで伺いましたので、優先順位を勘案しながら、財政状況を見極めて検討してまいりたいというふうに思います。委員おっしゃるように、保育所児童デイサービスセンター、ガラスブロックがございまして、そちらの断熱効率が悪いということは認識しているところでございますし、先日の委員会の中でも大規模な改修をしなければならないので、なかなか難しい部分でありますということの御答弁を申し上げておりますことから、今後、建て替えですとか、そういったものについても検討してまいらなきゃいけない時期に来ているなという認識がございますので、御理解をいただければというふうに思います。以上になります。

児童デイサービスセンター運営管理事業

○阿部沙希委員 はい。2番、阿部沙希です。同じ主要施策ナンバー87、児童デイサービスセンター運営管理事業について質問をさせていただきます。子どもの発達支援事業の心理士人員体制に変化はございましたか。

○**町民生活部長** はい。ただいまの御質問に御答弁を申し上げます。心理士についてでございますけれども、心理士につきましては大きく2つの資格がございます。国家資格の公認心理士、民間資格の臨床心理士がございますけれども、いずれの資格におきましても、大学院での履修が必須ということになってございまして、非常に高い資格となっております。今現在も募集をかけてございますが、いまだ応募はないという状況でございますので、来週、17日18日になりますけれども、認定施設であります大学のほうを訪問しまして、教授のほうを訪ねて、中標津のほうへの御紹介ですとか、そういったところの依頼をしてみたいというふうに考えてございまして、様々なリクルート活動を行っておりますので御理解をいただければというふうに思います。以上になります。

○**阿部沙希委員** 再質問させていただきます。募集はしており、17、18日に大学訪問も行うということで、前向きに動かれているとのこと、子どもの発達支援事業に携われる心理士さんは町で1人しかおらず、1人で何百件という案件を抱えて日々業務に当たられております。また、心理士さんに限らずこちらの事業に関わる人員はたったの3名の専門職と1名の保育士で事業を担っておりまして、現在は50名ほどの児童の登録利用とのこと、早急に心理士さんの補充できるように御尽力をいただければと思います。この事業に携わっておられる方々の共通して変わりがなかなかない専門職の方ばかりです。退職なされたりですとか職員が倒れたりですとか、子どもたちが路頭に迷うことがないように支援の必要な子どもたちに切れ目のないサポートが行き届きますように、なるべく緊急度の高い案件といたしまして、引き続き御尽力をどうぞよろしく願いいたします。答弁はいいです。

子育て世帯負担軽減給付事業

○**武田委員** 1番、武田開人です。主要施策ナンバー89番、子育て世帯負担軽減給付事業について質問させていただきます。この事業について予算額が大幅に増額となっておりますが、その要因としては、子ども手当、児童手当の拡充が主な要因でしょうか。

○**保育給付係長** はい。保育給付係長の石井です。ただいまの武田委員の御質問に答弁申し上げます。このたびの子育て世帯負担軽減給付事業につきましては、昨年度の当初予算と比較しまして2億2000万ほど増額ということになっておりますが、委員御指摘のとおり、児童手当の制度改正の部分を反映した部分が影響、増額の大半を占めているところでございます。

○**武田委員** 追加質問させていただきます。令和5年9月の定例会の中で、議員のほうから、医療扶助について小学生や高校生を対象にして拡充していったらどうかというような提案も出ておりましたが、そういったところは今回の増額には含まれていないのでしょうか。摘要欄を見ると、乳幼児の医療扶助というところで、就学前児童につきましては入院、入院外、調剤、歯科となっておりますが、小学生に関しては入院のみ、それ以上に関しては記載ありませんので、そういったところ、小学生以上の医療扶助について拡充の予定はないのか、お聞かせ願えますでしょうか。

○**保育給付係長** はい。保育給付係長の石井です。ただいまの質問に答弁申し上げます。子育て世帯の医療費の扶助の拡充につきましては、このたび令和7年度予算に予算計上しました保育料の負担軽減と併せて検討はしてきたところでございます。現状、町の喫緊の課題といたしましては、出生数の減少であったり、また将来の就労人口の減少ということが予想される中で協議してきたところでございますけれども、出生数の減少っていうことにつきましては、第1子第2子の減少率が大きいので大幅に減少しているっていう現状であったり、また令和5年に実施いたしました子ども子育て世帯へのニーズ調査というものを実施しておりま

す。そちらの調査結果の中では、子どもの出生に関しまして、子どもをこれ以上望まない御家庭が7割ほどございましたけれども、ただ経済的負担が軽減されれば、今後またお子さんの出生を望むっていう、そういう声も4割ほど、アンケート調査では出てきたところがございます。そういったニーズとございますか、そういうところを踏まえまして検討はしてきたところがございますが、出生数の回復であったり、就労人口の回復という目標をもとにですね、掲げて保育料の負担軽減を優先して、このたび予算に計上させていただいたところがございます。医療費の扶助の拡充ということにつきましては、子育て世帯ですね、経済的負担軽減ということで期待されているところがございます。道内の自治体でもですね、独自事業として実施しているというところは承知をしております。また、町民のニーズも引き続き高いということは承知しておりますので、確かに町財政の負担もかなり少なくないという現状もございますので、この負担軽減につきましては効率的な支援内容、何歳までどのぐらい支援するのかとか、またいつからやるのかと、そういった部分については引き続き検討してまいりたいと担当としては考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

畜犬登録等対策経費

○佐野委員 13番、佐野弥奈美です。主要施策95番、畜犬登録等対策経費ということで、今回ちょっと増額にはなっているんですが、畜犬登録はマイクロチップの登録によって、飼い主の負担がかからなくなってきてっていうところで、そういった部分もあるのにも関わらず、この畜犬登録のあれっていうのは、要は国なり道なりに払う分なのか、また、今、野犬対策とか保護犬の関係で犬を預かって登録をする方が増えたのか、この増えた内訳をちょっと教えていただきたいと思います。

○環境衛生主査 はい。環境衛生主査の石崎です。ただいまの質問にお答えいたします。畜犬登録等対策経費についてですが、この経費は主に狂犬病予防法に基づく畜犬登録、また狂犬病予防注射に関する経費について計上しているものでございます。令和7年度の予算では、前年度に比べ15万円の増となっております。この主な要因についてですが、狂犬病予防注射の際に交付する注射済みの番号が記載された金属製のプレートがあるんですが、このプレートの購入単価が値上がりとなったことにより、経費が増額となったものでございます。以上でございます。

○佐野委員 こんなちっちゃい鑑札のね、プレートが高くなったっていうことだったんですけども、登録数が極端に増えたとかそういうわけではなくって、それが増えたということの考え方でいいのかなと思います。予防接種やなんかのときもそうですけれども、登録がきちっとされていないで、そのまんまになっていて、極端な話言えば脱走しちゃって野犬になるっていう可能性もあると考えると、これは登録をしていると強制的に言い方は変ですけど自宅のほうに届きますよね。それで確認できて注射には行くんですけども、そうじゃない方たちの広報とかホームページとかにも載っていますけれども、そういうので登録する方っていうのは、今、それを見てやらなきゃいけないんだって言って来る人もいるのか、それとも狂犬病の注射をしなきゃいけないから登録しますっていう方っていうのはいますか。

○環境衛生主査 はい。ただいまの質問にお答えいたします。登録の関係、それから注射の関係のお話かと思えます。委員の御指摘のとおり、犬の登録自体をしていない、登録自体をしていない犬、それから注射をしていない犬がいるっていうのは事実としてございます。委員のおっしゃるとおり、町としましてもホームページでの周知ですとかを行っているところがあります。また、ケースの一つとしては注射は行っているんですけども登録をしていない

というワンちゃんもおります。それは動物病院のほうから毎月、注射の情報が町のほうに入ってくるので、それを確認したときに登録がされていないというワンちゃんもいるのが事実でございます。そちらについても町のほうですね、引き続き直接連絡する等の対応は取ることができると思いますので、そういうワンちゃんを確認できた場合には、取組んでいきたいというふうに考えてございます。以上です。

○佐野委員 はい。しつこくでごめんなさい。保護犬や何か、今、保健所ですとか町ですとかで係留している犬とかいますよね。その犬たちにも狂犬病の注射っていうのはするんでしょうか。

○環境衛生主査 ただいまの質問にお答えいたします。保護犬につきましては、保護犬を預かっているときに、現状、町のほうとして注射をしているっていうことはしておりません。保護犬については農林課のほうの所管にはなるんですけども、あくまで犬の登録を新しい飼い主さんが見つけて犬の登録をされて、その後に注射をしているというような流れになっていようかと思っております。以上です。

予防接種等事業

○平山委員長 はい。続きまして私のほうから、主要施策番号96番、予防接種等事業について質問させていただきます。RSウイルスワクチンの間隔が2年に1回の助成というふうになっていますが、その根拠、また、1回当たりの自己負担分が幾らになるのか教えてください。

○管理係長 管理係長の高玉です。平山委員長の御質問にお答えいたします。RSウイルスワクチンの2年に1回助成の根拠につきましては、RSウイルスワクチンが臨床試験により、予防効果の持続期間が約2年となっています。2年に1回接種することを想定していることから、助成につきましても2年に1回としています。次に1回当たりの自己負担分につきましては、接種費用から町からの助成額を差し引いた金額になります。接種費用は医療機関により異なりますが、町立中標津病院ベースでは2万5443円となっているため、自己負担分は1万3443円となります。以上です。

機能訓練事業

○阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。主要施策ナンバー97、機能訓練事業について質問させていただきます。予算額が倍増の要因を教えてください。

○介護支援係長 はい。介護支援係長下柘棚です。阿部委員の御質問について、御説明申し上げます。今年度までは機能訓練事業に係る研修や旅費等は総務課で予算を持っていました。7年度から介護保険課で予算を持つことになったためです。金額全体としては大きな増減はありません。説明は以上でございます。

不妊治療助成事業

○山口副委員長 7番、山口雄彦です。主要施策ナンバー100番、不妊治療助成事業についてお伺いします。この事業は大切な事業というか、その辺のことは理解しているつもりです。また、大変難しくデリケートな事業だと思いますけれども、ずっと続けてやっていただきたい事業だと思っております。そこで大変不謹慎とは思いますが、過去から今までで、おめでたい報告というか、そういう事例というのはあったのでしょうか。

○母子健康係長 はい。母子健康係長の西山です。ただいまの山口副委員長の質問にお答えします。不妊治療助成事業に関しましては、令和5年度から先進医療への助成を開始したこともあり、申請件数は増加し、妊娠される方も増加したと考えております。令和5年度実績は19件でしたが、令和7年2月末現在45名の申請があり、申請された方の中には現在も治療を続けられている方、妊娠された方と様々ですが、45名中8名の方が妊娠されており出産予定となっております。通院回数が多いことでもありますので、助成をすることで不妊に悩む夫婦の経済的負担軽減を図ることができて、また妊娠される方の増加によって、少子化対策の一助になっているものと考えております。以上です。

地球温暖化対策実行計画推進事業

○高橋委員 12番、高橋善貞です。主要施策番号の103番、地球温暖化対策実行計画推進計画推進事業について、質問させていただきます。LEDの照明に交換した施設に冷房設備を設置するというものの中には入っています。学校なんかは教室の中のLED照明を取替えて、これからエアコンをつけるっていうそういうことなんですけれど、その際、CO₂はどの程度削減されるのか。また、トータルしたらどの程度増加してしまうのか検証すべきではないかと思うんです。結果的に地球温暖化対策になっているのかどうかっていうことも含めて、消費電力量とCO₂の削減の量については相関関係でありますので、算定は簡単だと思うんですよね。その辺どのように考えていますか。

○環境衛生係長 環境衛生係長の佐久間です。ただいまの高橋委員の質問にお答えいたします。質問の中でまず照明器具の関係につきましては、LED化によりまして、一般論ではございますが7割から8割減になるということと、電気料金も6割程度減になるっていうことが言われております。ただ、今回行います冷房設備に関しましては、具体的に例えばこういう一般論というものがなくてですね、当然、現状のこれから入れる機種ですとか性能ですとか、また、規模感によって変わってくるようなところもございますので、現時点でどの程度CO₂が増減または減るかということの計算ができていない状況でございます。ただ、今後ですね、令和8年度に温暖化対策の実行計画が中間年度ということで見直しを予定されております。この際には全ての施設につきまして、7年度実績までの計算でそれぞれ基準年、平成25年度が基準年なんですけど、ここに比べてどの程度CO₂が削減しているかということのを再計算するような状況がございますので、そのような形で確認できるように進めていきたいなと考えているところでございます。

地球温暖化対策実行計画推進事業

○長渕委員 はい。4番、長渕です。主要ナンバーの103番、地球温暖化対策実行計画推進事業についてですけども、今、町を挙げてゼロカーボンだとかLED化ということに取り組んでいる最中ですけども、民間で今、実施している対策っていうのを把握していますかという質問です。その質問の意図としては、中標津町全体で取り組んでいるんだよという町のイメージアップにつながるのではないかと思います質問しました。取り組んでいますか。

○環境衛生係長 環境衛生係長の佐久間です。ただいまの長渕委員の質問にお答えいたします。現在、町のほうで一部の情報のみが把握されている状況になっております。これにつきましては過去に行われた発電施設ですとか、地熱利用につきましての継続的な追跡調査を行っているもの、またJ-クレジットの販売、こちらによって一定程度地球温暖化対策を行ってい

る事業者の把握、また令和6年度につきましてからは、売電に関わる発電施設を設置する際には、事前説明の義務化というものが法的に行われましたので、これによって情報が入ってきているという部分につきましては把握しております。ただし、一般の事業所を含めた民間実施状況全体には把握できていないという状況になっております。以上です。

- 長渕委員 はい。再質問させていただきます。もしかしたらですね、相当数、民間でも取り組んでいる事業がたくさんあると思いますので、ぜひ調査していただいて、中標津の良いイメージにつなげられるような対策として、今後進めていただきたいと思います。質問ではないですけれども以上です。

家庭菜園造成事業

- 栗栖委員 はい。3番、栗栖陽介です。主要施策ナンバー158番、家庭菜園造成事業について質問いたします。近年の物価高騰により食費を減らすために、また、健康志向、オーガニック志向の町民が増えてきて、以前はあまり使われていなかったとか、使われていたけどちょっと使っている使用面積が少なかったと。だんだん、昨年度はある程度増えたと思うんですけど、そういったことがあってそういう町民が増えてきており、家庭菜園に目を向ける町民が増えてきています。この事業の予算があまり増えておりませんが、今回の増額の内訳、また、家庭菜園事業の改善の予定のお考えはありますでしょうか。

- 交通町民相談係長 はい。交通町民相談係長の遠藤です。ただいまの栗栖委員の御質問にお答えをいたします。家庭菜園造成事業経費の増額要因についてでございますが、こちらにつきましては、家庭菜園造成に関わる委託料につきまして、燃料費及び人件費の高騰から10万円の増額となったところでございます。また、家庭菜園の区画割り、こちらに使用するロープ等の消耗品費につきまして、資材費の高騰から5000円の増額となり、菜園に設置をしております簡易トイレの借上料について、設置及び撤去にかかります人件費の高騰により2000円の増額となったところでございます。また、ただいま栗栖委員から御指摘のありました家庭菜園の利用状況、また、改善に向けた取組という部分についてでございますが、令和6年度の家庭菜園の利用実績につきましては、全体の150区画に対しまして、123区画が使用されているところでございまして、使用率としては82%ということで、8割の区画が使用していただいているというところでございます。今後の改善の部分という点についてでございますが、家庭菜園の区画等につきましては、現在の150区画というところで、引き続き皆様に利用のPRのほう、町の広報紙等で行っておりますので、継続して周知のほうしてまいりたいと考えております。以上でございます。

- 栗栖委員 町の広報紙でのPRが少々足りないんじゃないかと感じているところでありますけれども、町内会回覧版とか他の広報誌等でもぜひやってもらいたいと思います。以上です。

【町民生活部】一般会計予算歳入

中長期在留者住居地届出等事務委託金

- 高橋委員 12番、高橋善貞です。歳入の質問になります。予算書の26ページです。予算書26ページに中長期在留者住居地届出等事務委託金というのがあります。これについては、令和5年度に17万6000円、令和6年度が22万6000円、今回は25万6000円の予算計上しています。この算定根拠と事務委託の内容について教えてもらえませんか。

- 戸籍住民係長** 住民保険課戸籍住民係長の中山でございます。高橋委員の先ほどの御質問に御答弁させていただきます。まず、事務委託内容から御説明させていただきます。委託内容につきましては、中長期在留者及び特別永住者に関わる住居地届出、これに付随します在留カードの書換えや法務大臣への通知、その他の事務を出入国在留管理庁より受託しているものでございます。加えまして令和6年度及び令和7年度予算の積算根拠につきましては、前年度の実績件数をもとにいたしまして、中長期在留者住居地届出等事務委託費取扱基準によって定められた事務の単位時間を掛けて算出した人件費と物件費を計上しているところでございます。説明は以上でございます。
- 高橋委員** この委託業務は法定委託業務で、委託元っていいですか、法務省から受けているのか、それとも法務省が出入国管理局を経由して町に委託してきているのか、その辺分かりますか。
- 戸籍住民係長** 戸籍住民係長の中山でございます。高橋委員の御質問に御答弁させていただきます。まずこちらの業務につきましては、地方自治法に定められました第1号法定受託事務に該当いたします。受託先としては我々は一応出入国管理庁から受託を受けているような形になります。大本は法務省の管轄でございます。以上です。
- 高橋委員** もしも分かれば、取扱い件数になると思うんですが、昨年度の取扱い件数と、これ在留者カードの発行と更新もやらなきゃいけないとなると、これ確か在留者カードの届出は14日以内に届出しないう場合は確か、20万から30万ぐらいの罰金が科せられるっていう、それと中長期というのは90日以上居住する場合のことを言っているのでしょうか。その辺ちょっと教えてください。
- 戸籍住民係長** 戸籍住民係長の中山です。御質問にお答えいたします。まず、中長期在留、ただいま受けております受託事務につきましては在留カードの発行ではなくて、発行された在留カードの券面の書換えになります。発行は町のほうでは受託を受けておりません。取扱い件数につきましては、取扱い件数で申しますとまず、国外からの転入が令和4年度令和5年度予算ベースでは令和4年の数字を実績にしているんですけど46件でございました。こちらが令和5年度実績になりますと96件、50件程度増加しているところでございます。
- 高橋委員** 今、中標津町の外国人、確か300近くになっていたと思うんですが、そういう件数ではなくて、異動してきた件数という考えていいでしょうか。
- 戸籍住民係長** 説明不足で申し訳ございません。ただいま申し上げましたのは転入の件数でございます。実際には高橋委員の御指摘どおり、今中標津町、2月の28日現在で290名外国人の方いらっしゃるんですけど、その他に先ほど申しましたのは、国外転入の件数でございます。これが一番大きな変動があった数字なんでございますけれども、それ以外に国内で他の市町から中標津町に転入して来られた方が大体年間50件程度、その他、町内で転居された方っていうのが10件から20件程度、毎年発生しているんですけど、そういうのも含めた取扱い件数となります。以上でございます。

【町民生活部】 介護保険事業特別会計予算

介護予防ケアマネジメント委託料

- 平山委員長** 予算書における178ページ、介護保険事業特別会計について質問させていただきます。要介護認定者の増加に対しまして、近年増えていると思うんですけども、予防に関する需要は高くなってきていると思いますが、介護予防ケアマネジメント委託料が減少し

ている要因について教えてください。

○**介護支援係長** 介護支援係長下柵です。平山委員長の御質問について、御説明申し上げます。まず、要介護認定者数に関しては、この数年高齢者数は増加していますが、要介護認定者数に関しては横ばいで推移しています。介護予防ケアマネジメントは要支援1、2の方のマネジメント業務になります。基本的には介護支援係、地域包括支援センター職員が担当しますが、要介護と要支援の夫婦などでの場合は、居宅介護支援事業所のケアマネジャーと地域包括支援センターの職員が夫婦別々の担当となります。そういった場合、業務の負担軽減ですとか利用者さんの混乱を招かないように居宅介護支援事業所のケアマネジャーが委託を受けていただいて、夫婦をケアマネジャーさん1人で担当するという場合があります。その他、御利用者さんから、どここの居宅介護支援事業所のケアマネジャーに担当していただきたいといったような御要望があった場合は委託するという場合があります。委託の理由は様々ありますが、昨年4月より居宅介護支援事業所のケアマネジャーの担当件数が35件から44件に上げられました。それにより、居宅介護支援事業所のケアマネジャーの業務量は増加しており、介護予防マネジメントの委託を受けない、または受ける余裕がないといったケースが増えたことで、委託件数が減り委託料の金額が減ったと考えられます。説明は以上でございます。

以下は質疑なし

- ・国民健康保険事業特別会計予算
- ・後期高齢者医療特別会計予算